

生徒手帳

2025

箕面市立第二中学校

目 次

生徒手帳の取り扱いについて

校章の由来

教育目標

「暴風・大雨警報」及び「特別警報」発令時の登校について

大地震（震度5弱以上）発生後の休校措置について

箕面市立第二中学校校歌

学校の歴史

生徒会規約

第1章 名 称

第2章 目的及び事業

第3章 会 員

第4章 役 員

第5章 各委員会

第6章 生徒議会

第7章 生徒総会

第8章 最終決定権

第9章 附 則

生徒会選挙規定

生徒会細則

1 学級委員

2 体育委員

3 文化委員

4 保健・整美委員

5 図書委員

6 給食委員

生徒会組織図

生徒会活動のすすめ方

部活動

部活動規約

日 課 表

生徒心得

(1) 登校及び下校

(2) 短 学 活

(3) 給 食

(4) 授 業

(5) 終 礼

(6) 欠席・遅刻・早退など

(7) 特別室の利用および校舎・校具の使用について

(8) 教 室

(9) 校外の生活

(10) 学割の交付について

長期休暇中の心得

服 装 基 準

1 服装について

2 防寒着・防寒具について（冬期のみ）

3 頭髪・装飾品について

4 所持品について

5 体操服について

6 水着について

保健室の利用について

図書館利用について

生徒手帳の取り扱いについて

- (1) この手帳は二中生であることを証明したり、学校生活全般について役立つように作られたものですから、何度もよく読みその内容をしっかりと理解しておきましょう。
- (2) この手帳は学校の内外を問わず必要なときにはいつでも利用できるように常に身につけておきましょう。
- (3) この手帳は学校と家庭との通信連絡をはかるためにも大いに活用しましょう。
- (4) この手帳による通信事項は次の通りです。
学校より…教育上の要件またはその照会、下校時刻証明その他
家庭より…欠席・遅刻・早退・忌引きなどの届出、本手続によって照会した事に対する返事、その他
- (5) この手帳は他の人に貸したり、譲りわたしてはいけません。また紛失した時には学級担任に届けて、再交付してもらいましょう。

校章の由来



校章は箕面二中の名誉と誇りをあらわすものです。

二枚の紅葉の葉は第二中学校の「ニ」をあらわすとともに、すぐれた環境にある箕面の地に学ぶ者の喜びを自覚し、二枚の葉がしっかりと組み合っているように、我々はともに手をとり力を合わせて進んでいかなければならない。この和の精神こそ、箕面二中の基礎となるものです。

私たちはこの校章を身につけ、中学生としての本分につとめ、箕面二中の伝統と歴史を築きあげていく榮譽をになうものであることを忘れてはならない。

教育目標

民主的な社会の担い手として、確かな学力を身につけるとともに、自主自律の精神に満ち、お互いに人権と個性を大切に、心豊かにたくましく生きる生徒の育成

めざす生徒像

主体的に自分の位置を築くことのできる生徒



「学力」

進路を切り開く学力

自ら進んで学習する力、教科の基礎基本、自学自習力。学び合い高め合う力



「仲間」

違いを認め合い人間関係を築く力
＜コミュニケーション能力＞
聞く力、表現する力、考える力、判断する力、情報を集める力



「生活」

自ら意欲的に生活する力
主体的な生活態度、意欲・関心、生活規律の創造、自らの生き方を考えることができる力、自分を大切にする力



「暴風・大雨警報」及び「特別警報」発令時の登校について

- ① 午前7時現在、大阪府全域または、大阪北部（北大阪）に「暴風警報」・「特別警報」・「大雨警報」（※土砂災害を除く）・「暴風雪警報」が発令されているときは、登校を見合わせ、自宅で待機する。
- ② 午前7時以降、家を出るまでに上記の警報・特別警報が発令されたときも、登校を見合わせ、自宅で待機する。（登校中に警報を知ったときは、速やかに帰宅し、自宅で待機する。）
- ③ 午前9時までに上記の警報・特別警報が解除されたときは登校し、解除されないときは自宅学習（臨時休校）とする。（危険なことがあるので、戸外にでないようにする。）

※ なお、通学路に「土石流氾濫想定区域」が含まれていて、登校時に「土砂災害警戒情報」が発表されている場合は、学校が休校にならなくても、自主的に登校を控えるようにする。

大地震（震度5弱以上）発生後の休校措置について

- ① 当日は臨時休校とし、翌日以降は学校から授業再開の連絡がない限り休校とする。
- ② 生徒が在校時に大地震が発生した場合は、保護者が迎えに来られるまで学校で待機する。
- ③ 登下校中に大地震が発生した場合は、自宅か学校か近い方に避難する。ただし、自宅が留守の場合、学校に避難する。

箕面市立第二中学校校歌



校 歌

作詞 松山三郎左衛門
作曲 竹森実蔵

清明の気 空高く
自由の泉 湧きいでて
紺碧の空に 栄あり学び舎
いざ立て
希望に燃えし
われらが箕面第二中学校
清新の気 はつらつと
融和の心 たかなりて
濃みどりの丘に 栄あり学び舎
いざ行け
真理求めん
われらが箕面第二中学校

学 校 の 歴 史

- 1956.4.1 大阪府豊能郡箕面町立箕面第二中学校設立認可。箕面町立箕面小学校内に仮校舎をおき発足竹森実蔵氏初代校長以下14名着任校章制定公募による応募作品より久原雅良氏の考案のものを採択する
- 56.4.8 箕面小学校(仮校舎)講堂において開校式及び入学式挙
- 56.5.28 第1期工事完成竣工式挙(中校舎)箕面小学校内仮校舎より移転完了新校舎にて授業開始
- 56.12.1 市制実施にともない設置者名変更により箕面市立箕面第二中学校と改名
- 57.4.1 新校区設定
- 57.5.4 第2期工事完成(北校舎の一部)
- 57.5.13 箕面第二中学校頌歌制定作詞 松山三郎左衛門作曲 竹森実蔵
- 57.5.28 本校創立記念日に制定
- 58.6.4 第3期工事完成(北校舎)
- 59.11.10 第4期工事完成(図書室,美術教室)
- 61.5.1 統計教育研究指定をうける
- 61.5.29 第5期工事完成(体育館兼講堂)
- 62.4.16 第6期工事(鉄筋第1期)完成(調理室,技術室,理研究室,生物室,社会科室)
- 63.8.7 第7期工事完成(プール)
- 66.4.1 校長下野寅雄氏着任
- 66.4.5 花と緑のモデル学校として表彰を受ける
- 66.4.20 同和教育研究指定をうける
- 66.5.28 創立10周年記念式挙
- 68.4.1 箕面市立第二中学校と校名変更

- 70.3.26 鉄筋第2期工事完成
- 71.4.1 川上龍雄校長着任
- 71.5.28 箕面市立第二中学校頌歌を校歌とする
- 73.3.26 鉄筋第3期工事完成(LL教室,美術教室,南校舎)
- 74.3.25 鉄筋第4期工事完成(北校舎,生徒会室,図書室)
- 75.3.25 鉄筋第5期工事及びプール更衣室完成(音楽教室,技術教室,家庭教室)
- 79.4.1 松山三郎左衛門校長着任生徒指導研究指定をうける
- 80.4. 体育館改築完成
- 81.1. 部室完成
- 82.3. 鉄筋第6期工事完成(普通教室,理科教室,養護教室)
- 86.4.1 前澤誠一校長着任
- 86.10.26 創立 30 周年記念式挙行
- 88.12.5 スロープ棟完成
- 89.4.1 岩崎幸夫校長着任
- 91.4.1 全学年 35 人学級編成実施
- 93.8 . コンピュータ室完成
- 94.4.1 谷川守保校長着任
- 95.4.1 技術・家庭科研究指定をうける
- 97.6. スクールカウンセラー配置
- 97.9. 英語指導助手配置
- 00.4.1 岡本克己校長着任
- 00.8.30 二中校区地域教育協議会発足
- 01.10. 箕面市学校協議会設置モデル校
- 04.5. 「わがまちの誇れる学校づくり」推進事業コアスクール(府教委)
- 05.4. キャリア教育推進事業コアスクール(文科省)
- 06.4.1 上中弘基校長着任
- 06.5.28 創立 50 周年記念式挙行
- 07.4.1 福永茂校長着任
- 09.4.1 山内美紀子校長着任
- 11.3. 校舎大規模改修工事完成
- 13.4.1 若狭周二校長着任
- 13.9.2 学校給食開始
- 15.3.31 多目的グラウンド完成
- 16.4.1 橋本敏校長着任
- 18.4.1 田淵浩昭校長着任
- 21.4.1 俵積田武志校長着任

生徒会規約

第1章 名 称

第1条 本会は箕面市立第二中学校生徒会とよびます。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は私達の学校生活において、自主的で、自治的な活動を通じて、教養を高め、おたがいの福祉の増進をはかり、楽しく規律ある学校生活を築き、学校の発展のため努力することを目的とします。

第3条 本会は前条にある目的を達成するために次のことを行います。

- 1 校風の維持、発揚
- 2 生徒会行事の計画と実施
- 3 クラブ活動の推進
- 4 福祉の増進
- 5 その他

第3章 会 員

第4条 本会の会員は本校に在学する生徒です。

第4章 役 員

第5条 本会の役員を次のように定めます。

会 長 1名

副会長 1名

運営委員 4名を基本とする。

第6条 役員は全会員の無記名投票により選出されます。

第7条 役員の任期は次のとおりとし、再選を妨げません。

通年 11月1日より10月31日

第8条 会長は生徒会の代表者であり、学校の指導助言のもとに生徒会をまとめ、生徒会全般の運営をつかさどります。

第9条 副会長は常に会長を助け、会長の支障ある時は、その代理をつとめます。

第10条 運営委員は、会長、副会長を助け、生徒会活動が円滑に行えるようにします。

第11条 役員に欠員が生じた場合は、選挙規定により、補欠選挙を行います。ただし役員の辞任は原則として認めません。

第5章 各委員会

第12条 生徒会活動の目的を達成するための行事の活動を促進するために次の各種委員会をおくこととし、委員は各学級会委員があたります。

〈R6年度〉

学級委員会 文化委員会

体育委員会 保健・整美委員会

図書委員会 給食委員会

選挙管理委員会

※各種委員会は前後期制とします。

第13条 各委員会の委員長・副委員長は各委員の互選によって決められます。

第14条 各委員会で決定したことは、生徒総会に提案します。ただし委員長及び副委員長の協議により緊急を要すると認める時は、事後報告し、承認をえるものとします。

第15条 生徒議会が必要と認めた場合は、臨時に特別委員会を設けることができます。

第6章 生徒議会

第16条 生徒議会は生徒会の目的達成のための、生徒総会につぐ決議機関であり、次の生徒会行事・生徒会事項・風紀等を審議決定します。

- 1 生徒総会より委任されたこと。
- 2 学校より委任されたこと。
- 3 学級会より提案されたこと。
- 4 各委員会及び部長より提案されたこと。

5 その他生徒会活動に必要な事項。

第17条 議会は各学級より選出された学級委員及び生徒会役員、各委員長によって構成されます。

第18条 議会は議員の3分の2以上の出席がなければ議を開き、議決することができません。

第19条 議決には出席議員の過半数の賛成を必要とし、賛否同数の場合は、議長がこれを決定します。

第20条 議会は生徒会長が必要に応じて招集します。

第7章 生徒総会

第21条 生徒総会は学校生徒会の最高決議機関で、前後期各1回を定例とするが、生徒議会が必要と認めた場合、会長が招集します。

第22条 総会は全会員の3分の2以上の出席を必要とし、議決には出席会員の2分の1以上の賛成または拍手承認を必要とします。

第8章 最終決定権

第23条 生徒会のすべての活動や行事に関する決定は、職員会議の承認を必要とします。

第24条 会則の改正は、生徒議会で3分の2以上の賛成を得たのち、生徒総会に提案して承認をえ、職員会議の承認を経なければなりません。

第9章 附 則

第25条 会則の適正な運用を計り、その目的を達成するために細則及び選挙規定を定めます。

第26条 会員は、議会、各委員会、各部長会の開会時は、自由に傍聴することができますし、場合によっては発言もできます。但し、議決に参加することはできません。

第27条 本会則は2021年4月1日より実施されます。

以 上

生徒会選挙規定

箕面市立第二中学校

第1条 学校生徒会規約第12章附則第30条による学校生徒会役員選出の選挙規定を次のように定めます。

第2条 学校生徒会規約第4章第5条に定められた役員を選出するために選挙管理委員会（以下、委員会という）を設けます。

第3条 委員は各学級より選出します。

第4条 1 委員会は運営について、すべての計画と運営を行います。

2 委員会は立候補の届出を受付、立候補者の立候補役職、氏名、学年、組及び意見を公示し、全会員に徹底するよう努力しなければなりません。

3 委員会は立会演説会の計画と運営を行います。

4 委員会は開票結果を公表し、当選者を決定します。

第5条 選挙の公示はおそくとも投票日の1週間前には行います。

第6条 会員であれば、1・2年生は自由に立候補することができます。

第7条 立候補の届出は公示のあった日からおよそ1週間とします。

第8条 1 立候補者は委員会から示された規定に従って自由に選挙運動ができます。

2 不正な投票があった場合は、当選後といえども当選者はその資格を失います。

3 選挙管理委員は選挙運動をすることができません。

第9条 1 開票は選挙管理委員によって行います。

2 開票は委員会顧問の立会いの上で行います。

3 開票は投票日の翌日には終了しなければなりません。

第10条 最高得票をもって当選者を決定します。

第11条 附則 信任投票の場合、有効投票の過半数をもって信任とします。

第12条 選挙管理規定を改正する場合は生徒議会出席議員の3分の2以上の賛成を必要とします。

第13条 この規定は2021年4月1日より実施されます。

生徒会細則

第1条（目 的）

各学級は学級の自治的, 自主的な活動を行います。

第2条 学級は時間割に定められた他, 必要に応じて開催します。

第3条 学級は次のことを行います。

- 1 学級生活に関する諸問題の解決
- 2 委員や係など学級内の仕事の分担処理
- 3 レクリエーションや話し合いなどによる楽しく規律正しい学級生活を築くための活動

第4条 学級は, 次の委員を決めなければなりません。

学級委員	体育委員
文化委員	保健・整美委員
図書委員	選挙管理委員
給食委員	

第5条 委員の任期は前期と後期に分け各期の当初に選出します。

第6条 学級には必要に応じて学級独自の係をおくことができます。

第7条 1 学級委員は学級の代表として学校生徒議会に出席し議決に加わるとともに, 学級に結果を報告しなければなりません。

2 学級の各委員は各委員会に出席するとともに, 学級に結果を報告しなければなりません。

3 やむをえない事情により出席できない場合は, 代理を出席させることを原則とします。

第8条 委員の任務は次のことを原則とします。

- 1 学級委員
 - a 学級の代表として, クラス全員の統一をはかり, 他の委員・係と協力して学級及び学校の向上につとめます。
 - b 学級委員会・生徒議会で決定されたことのうち学級に関係あることの実施について責任を持ちます。

- c 学級内の諸問題について常に担任の先生と連絡をとり解決につとめます。

2 体育委員

学級全員の運動競技やレクリエーションの計画実施をなし, 運動具の管理を行います。

3 文化委員

学級全員の文化活動を促進し, 文化的行事計画, 実施を行います。

4 保健・整美委員

- a 学級全体の健康増進のための計画実施を行います。

- b 保健に関する諸測定, 身体検査等の手伝いをします。

- c 保健衛生に関する統計表の作成, 研究を行います。

- d クラスの各員の身体に関する状況に注意し, 気分の悪い人, 傷をした人は保健室で手当を受けさせます。

- e 教室内の清掃美化・整備について計画し, その実行について責任を持ちます。

- f ガラスその他校具の破損があった場合は, 担任の先生と連絡し, その処置をとります。

5 図書委員

読書活動の推進を図ります。そのために読書環境を整え, 読書への関心を高めるような活動を計画します。

6 給食委員

- a 給食の準備や後片付けがスムーズに進むように活動します。

- b 食事や食習慣の関心を高めるための活動を計画し, 実施します。

生徒会活動のすすめ方

生徒会は一部の生徒がすすめるものではありません。生徒全員の意見や希望をもとにして活動しなくてはなりません。生徒手帳をよく読んで、活発で楽しい生徒会活動を行ってください。

1 生徒会が取り組むことから

- ① 生徒会が学校行事とは別に、いろいろな行事を計画して実行することができます。

たとえば…校内大会、映画会、個人ゲーム大会、学校新聞コンクール、卒業生を送る会、生徒総会、生徒会役員選挙他

- ② 学校の行事にたいして、意見や希望をだしたり、要求したりすることができます。たとえば…体育祭、校外学習、卒業式、文化祭、音楽会、修学旅行、新入生オリエンテーション他

- ③ 学校生活での不満やもめごとをみんなで考え、その解決をはかります。また、場合によっては、特別な規則をつくったりします。

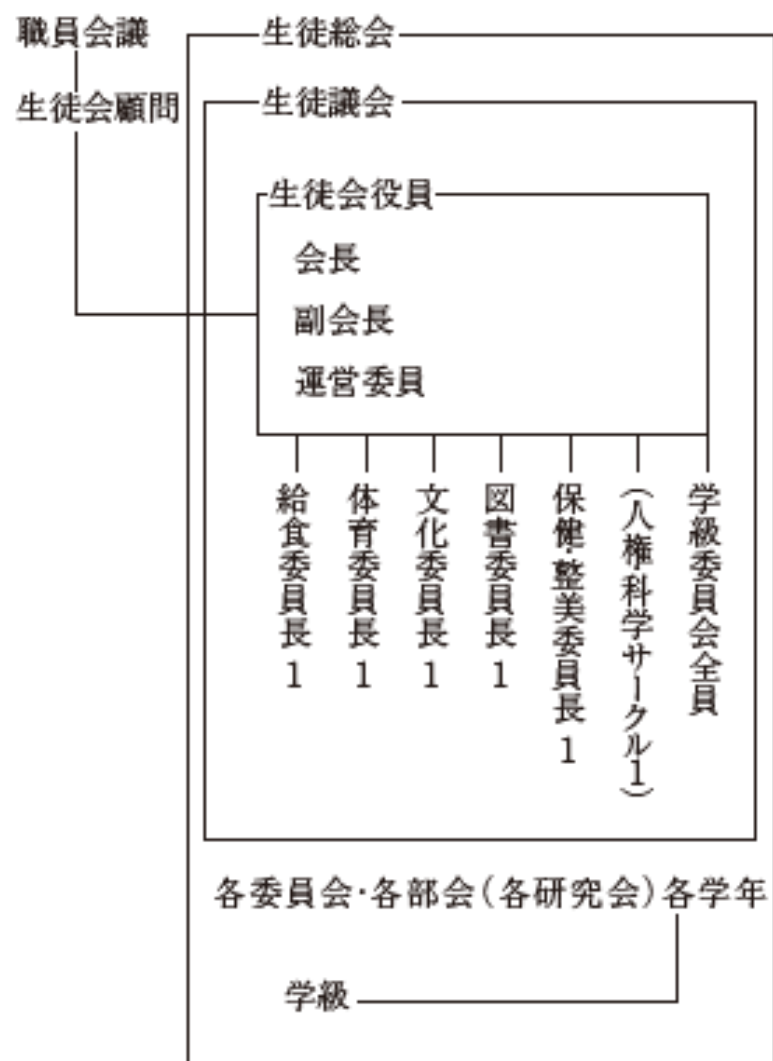
- ④ 学校で決めている規則や、学校生活のすすめ方について意見や希望をだしたり、要求したりします。

- ⑤ 生徒の福祉、厚生のために活動します。

2 生徒会活動を行ううえで注意すべきこと

- ① 活動は生徒が自分からすすんで行う。
(先生が委員会を集めたりして行うものではありません。)
- ② 生徒自身の考えや計画をできるだけ実現するために活動するものであること。
- ③ 生徒会で決定したことは、その年度末(3月)まで有効であり、次の年度にも続ける場合はもう一度決めなおす。(生徒は毎年変わっていくので、何度も話し合っていく必要がある。)ただし、生徒会規約は例外です。
- ④ 各委員会で決めたことは、できるだけはやく正確に、そしてくわしく、全生徒に知らせなくてはなりません。(記録ノート、プリント、ポスター、校内放送、などを通じて行います。)

生徒会組織図



部 活 動

運 動 部	文 化 部
野 球 部 (男 ・ 女)	創 作 美 術 部
バレーボール部(男・女)	吹 奏 楽 部
卓 球 部 (男 ・ 女)	茶 道 部
テ ニ ス 部 (男)	人 権 ・ 科 学 サークル
バスケットボール部(男・女)	(同好会)
サッカー部 (男 ・ 女)	
陸 上 部 (男 ・ 女)	
バドミントン部 (女)	
水 泳 部 (男 ・ 女)	
	2025.3.31 現在の状況

部活動規約

- 部活動とは、1つの文化活動あるいは運動活動を通じ、自己の特性を伸ばすとともに学年を越えた集団活動の中で互いの人間性をみがきあい、かつ親睦を深めることを目的とします。
※部活動は、生徒、保護者、教師の総意の上に行うものですから、活動内容については十分な話し合いを行って決定するものとします。
- 部活動の資格
次のすべての項目を満たさなければなりません。
 - その活動をするのに、十分な会員が所属していること。(原則として、運動部は競技ができる人数、文化部は5人以上)
 - 顧問の先生がおられること。
 - 中学生としてふさわしい内容を持ったもの。
 - 生徒総会および職員会議で承認されたもの。
- 部活動の権利
 - 学校の諸設備を利用して日常活動できます。ただし、次の各項目を厳守しなくてはなりません。

イ 活動時間

放課後は年間通して基本的に5時下校とします。

※夏季の練習時間については、熱中症予防の観点からWBGTの指数を判断材料とし、各顧問の指導に従うものとする。

ロ 更衣室および部室を利用するときは、使用規則を守り、部活動で責任を持って管理すること。

ハ 学校の諸設備の利用が複数の部活動にまたがるときは、該当する部活動の間で話しあい、公平になるように決めること。

- 顧問を通じて部活動予算を請求できます。
- 部長を決め、各部長会に必ず出席します。(代理も可)

○ 部活動の停止

- 定期考査の1週間前から考査終了日前日まで、部活動は原則として中止します。

- 学校行事および生徒会行事に支障があるとき。

※以上、いずれの場合も、生徒議会または部活動指導および生徒会顧問の先生が決定します。

○ 校舎・施設の使用

- ミーティング等で教室などを使用したい時は、事前に担当の先生の許可を得ること。使用後は清掃・戸締りを必ず行いましょう。

○ 入部、休部、退部

- 入部、退部とも該当の部活動顧問に所定の用紙を届け出て、学級担任に必ず報告します。

- やむを得ない事情があるときは、休部、退部は部活動顧問・学級担任と相談の上、部活動顧問に届け出ることができます。

○ 備 考

- 複数の部活動に同時に所属することは禁止します。
- 部活動と人権・科学サークルとの重複加入はできます。ただし部の活動と人権・科学サークルの活動が重なった時には、特別な場合を除き人権・科学サークルの活動に参加します。

日 課 表

日 課	時刻(A 校時)	時刻(B 校時)
登 校	～8:30	
短 学 活 (モーニングスタディ 含む)	8:30～8:45	
第 1 限	8:50～9:40	8:45～9:35
第 2 限	9:50～10:40	9:45～10:30
第 3 限	10:50～11:40	10:40～11:25
第 4 限	11:50～12:40	11:35～12:20
給 食	12:40～13:30	12:20～13:10
第 5 限	13:35～14:25	13:15～14:00
第 6 限	14:35～15:25	14:10～14:55
終 礼	15:25～15:35	14:55～15:05
清 掃	15:40～15:55	15:10～15:25
下 校	(2月～10月)17:30、(11月～1月)17:10	

生徒心得

この生徒心得にもとづいて中学生として恥ずかしくない生活をおくり、よりよき社会人となるよう心掛けましょう。

◎常に責任ある行動をとろう。

◎常に中学生としての誇りを持とう。

◎常に中学生としての自覚をもち社会のためにつくそう。

(1) 登校及び下校

- 始業は午前8時 30 分を原則とする。遅くとも始業 10 分前には登校していること。
- 登校下校の際は交通ルールを守り、家の人に通学路を連絡しておくこと。また公共道路以外は歩行しないこと。
- 下校時刻を守り、やむを得ず定められた下校時刻以後残る場合は先生の許可をうけること。
- 登校後は終業まで許可なく校外にでないこと。

(2) 短学活

- 教室朝礼の場合は 15 分間の短学活を自主的有効に活動すること。

(3) 給食

- 給食当番は速やかに準備をし、全員がそろって食事ができるように心がけ、食事中は大声を出したりせず、チャイムが鳴るまで教室から出ないようにすること。

(4) 授業

チャイムがなったら席につきその時間の教科書等を机上にだして先生がこられるまで静かに予習すること。

(5) 終礼

- 毎日 10 分間の短学活を行うこと。

(6) 欠席・遅刻・早退など

- 病気その他のため、欠席等をする場合は、始業前に保護者より学級担任にトモリンクスで連絡する。※緊急時には電話連絡をする。
- 忌引は父母 10 日、祖父母兄弟姉妹 5 日、伯叔父母は 3 日とする。
- 早退する者は特別の場合（傷、病気などのため緊急に帰宅する時など）をのぞき本人が必ず担任に連絡して許可を得ること。事前にわかっている場合は届けをだして許可を得ること。

(7) 特別室の利用および校舎・校具の使用について

- 体育館・多目的室・生徒大会議室などの特別室を利用する場合は担当の先生の許可を得てその指導のもとに利用すること。
- 校舎・校具を大切に扱う。もし、誤って破損した場合は担任に届けでて、指示をうけること。
- 学校の休日に、運動場・校舎・校具を使用する時は、担当の先生の指導をうけて使用すること。

(8) 教室

- 教室を移動する際、戸締まり、施錠をすること。
- 授業の始めと終わりには当番の合図で静かに起立して正しく礼をすること。
- 定期考査・学力考査の時には、着座は番号順とし、終わった時は各列の後の生徒は答案を番号順にあつめて提出すること。
- 考査中は教科書など、試験に直接必要のないものは後のロッカーにまとめておいておくこと。
- 休憩時は次の授業の準備をし、教室内外でさわがしくならないようにすること。

(9) 校外の生活

- 外出の時は必ず行先・用件・同伴者・帰宅時間を保護者に告げて心配をかけないようにすること。
- 公共施設や公園などにおいては、マナーを守り中学生として自覚と責任ある態度をとること。

(10) 学割(学校学生生徒旅客運賃割引証)の交付について

JR線により片道の区間内において 100 キロメートルをこえて旅行する場合は、割引普通乗車券(片道, 往復, 周遊など)を購入できる。[割引率は2割]この学割を必要とするときは、所定の申込書に保護者印を押して記入の上、事務室まで申し出て交付を受けること。

※学校のホームページにフォームがあります。

長期休暇中の心得

生活の中心が学校生活より家庭生活にうつるこの長期休暇を有意義に過ごすために今までの生活の反省と新学期への準備を考えて自分でゆとりのある日課表をつくり、余裕のある学習計画をたてて規則正しい生活をしましょう。家族との生活が楽しく送れるよう中学生としての自主的な生活態度と、年下の人の模範となるような言動であるよう心がけましょう。

- 1 自主的で計画的な学習をしましょう。
- 2 けじめのある生活をしましょう。
- 3 健康に気をつけましょう。

服装基準

1 服装について

(新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、変更する場合があります)

名札

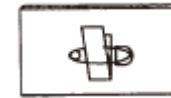
① 標準服の胸ポケットにつけます。(安全ピンまたはクリップ)

② カーディガンなどにつける場合は、安全ピンを使用します。

(おもて)



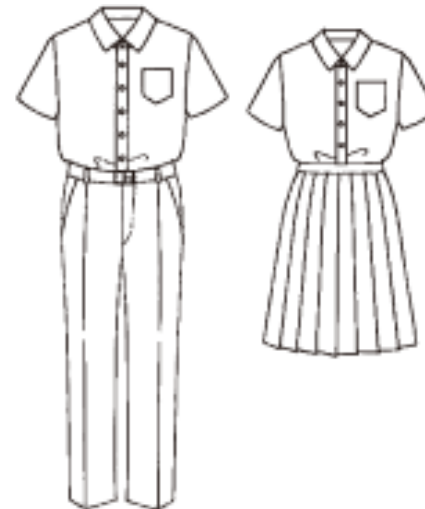
(うら)



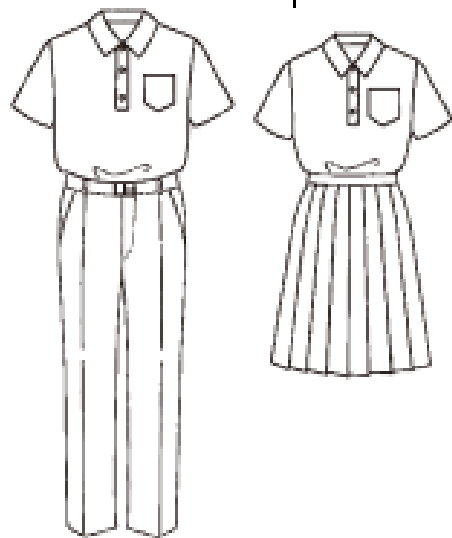
標準服

夏・冬ともに規定のものを着用しましょう。

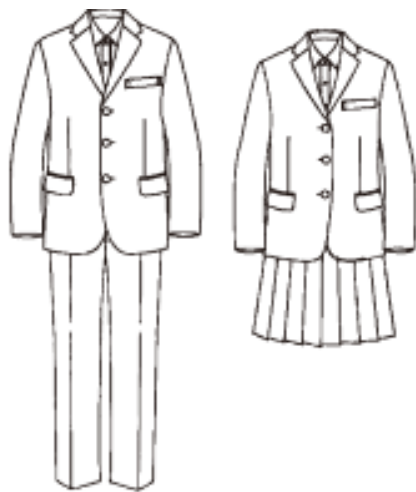
夏用シャツスタイル



夏用ポロシャツスタイル



冬スタイル



共通の事柄

◇ベスト・カーディガンの規定 指定の色（黒・白・紺・茶・グレー・ベージュ）で無地のもの。

下ぐつ 体育の時と兼用できるもの。ひもぐつ等の運動ぐつ（サンダルや皮ぐつは不可）

上ぐつ 上ばき：市販のもの。（色は白）

2 防寒着・防寒具について（冬期のみ）

健康に配慮して、コート類・マフラー・手袋は登下校のみ着用できます。

3 頭髪・装飾品について

節度ある髪型，服装を意識し，授業等，学校生活に支障のないよう，不要な染髪や装飾品の着用はしないようにしましょう。

4 所持品について

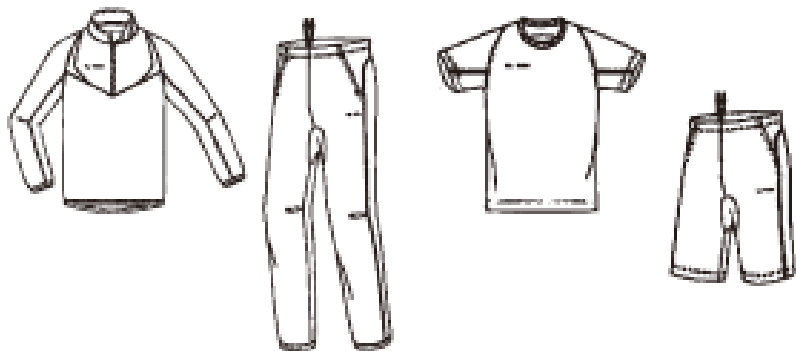
教科で指示されたもの・学級・部活動に必要なもので担当教職員が認めたもの。〈携帯電話等不必要なものは持ってこない，携帯電話を持ってくる必要があるときは，事前に担任に報告し，同意確認書を書くこと〉

かばんは特に定めません。（紙袋や常識的にみておかしいとおもわれるものは避けましょう。）

〈貴重品等，必要が認められて持って来た場合は必ず担任・顧問に預けること〉

5 体操服について

ネイビー・青ライン ホワイト・青ライン



体育館シューズ:学校規定のもの

6 水着について

競泳用水着, スイミングキャップを着用(色の指定はなし)

保健室の利用について

保健室は生徒の皆さんが健康に学校生活を送れるよう, ケガの応急処置や, 体調が悪くなった場合に観察や休養を行うところです。また健康診断を行ったり, こころ・からだの健康に関する情報を提供したり, 相談にのる場でもあります。次の注意事項をきちんと守り, 正しく利用しましょう。

- ① 保健室は緊急の場合以外は, 原則として休み時間に利用しましょう。
- ② 授業中に保健室を利用するときは, 必ず授業担当の先生に連絡しましょう。*休養時間は原則1時間です。
- ③ 来室内容を記入した「保健室来室者カード」は保健室利用後, 担任もしくは授業担当の先生に渡しましょう。
- ④ 保健室にある物品を使用するときは先生の指示に従いましょう。
- ⑤ 内服薬等の薬の使用はしません。
- ⑥ 保健室の利用後は後片付けをし, 皆が気持ちよく保健室を使えるよう心がけましょう。

図書館の利用について

二中の生徒・教職員のみなさんなら誰でも二中図書館を使えます。

図書館は…

- 1 みなさんの「読みたい!」「知りたい!」を応援します。
- 2 みなさんのプライバシーを守ります。

利用の案内

○ 開館時間

月～金 8:45 ～16:40

○ 貸出冊数

1人5冊, 1週間(予約がないとき, 延長できます)

※夏休み, 冬休みの貸出は, 別にお知らせします。

○ 予約

カウンターの「予約カード」に記入し, 司書に渡してください。

○ レファレンス

本が見つからないとき, 知りたいことがあるときは気軽に司書に聞いてください。

○ ルール ー気持ちよく使うためにー

- 読んだ本はもとの場所に返しましょう。
- 返却日を守りましょう。(※)
- 図書館内では, 走ったり, 飲食はしないでください。

詳しくは1年生の「図書館オリエンテーション」で説明します。

※図書館が閉まっている時は, 図書館前の返却ポストに本を入れてください。